

田島都市計画
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
〔田島都市計画区域マスタープラン〕



田島祇園祭「七行器行列」

福 島 県

目 次

| | |
|--|-----------|
| 1 . 基本的事項 | 1 |
| 1) 対象区域 | 1 |
| 2) 目標年次 | 1 |
| 2 . 都市計画の目標 | 2 |
| 1) 都市の現状と課題 | 2 |
| 2) 都市づくりの理念 | 5 |
| 3) 当該都市計画区域の広域的位置づけ | 7 |
| 4) 保全すべき環境や風土の特性 | 7 |
| 3 . 区域区分決定の有無 | 8 |
| 3 . 区域区分決定の有無 | 9 |
| 1) 区域区分の有無とその理由 | 9 |
| 4 . 土地利用に関する主要な都市計画決定の方針 | 10 |
| 1) 主要用途の配置の方針 | 10 |
| 2) 土地利用の方針 | 10 |
| 5 . 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定方針 | 13 |
| 1) 交通施設 | 13 |
| 2) 下水道および河川 | 14 |
| 6 . 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定方針 | 15 |
| 1) 主要な市街地開発事業の決定の方針 | 15 |
| 2) 市街地整備の目標 | 15 |
| 7 . 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定方針 | 16 |
| 1) 基本方針 | 16 |
| 2) 主要な公園緑地の配置方針 | 16 |
| 3) 実現のための具体の都市計画制度の方針 | 17 |

1. 基本的事項

1) 対象区域

本区域は、南会津郡田島町の行政区域の一部により構成される約 891ha である。

| 区 分 | 市町村 | 範 囲 | 規 模 |
|----------|---------|---------|---------|
| 田島都市計画区域 | 南会津郡田島町 | 行政区域の一部 | 約 891ha |
| 合 計 | 1 町 | | 約 891ha |

2) 目標年次

都市計画区域マスタープランは、長期的な視点に立った都市づくりを進めるための指針として策定することから、平成 12 年度を基準とし、概ね 20 年後の平成 32 年を目標年次とする。

ただし、都市の成長管理という視点から、人口や産業の動向を踏まえ柔軟性が保たれるべき以下に掲げる事項については、10 年後の平成 22 年を目標年次と定める。

なお、当計画は社会経済状況の変化等に対して柔軟性を確保するため、必要に応じて見直しの検討を行うものとする。

- 都市的土地利用の規模
- 都市施設や市街地開発事業の整備目標
- 主要な緑地の確保目標

2. 都市計画の目標

1) 都市の現状と課題

広域的な視点から見た現状と課題

本区域は、福島県の南西部に位置し、七ヶ岳、荒海山及び男鹿岳などの山々に囲まれた中山間地域であり、その区域内を一級河川阿賀川、水無川が流れ、豊かな自然に恵まれている。また、遠く鎌倉時代から続き 800 余年の歴史と伝統を有する「田島祇園祭」では、昭和 56 年に「おとうや制度」が国の重要無形民俗文化財に指定されるなど優れた伝統文化が今なお連綿と受け継がれている地域でもある。

一方、気候は、日本海型に属し、全国でも屈指の豪雪地帯という厳しい自然的条件を有している。

また、本地域の歴史は古く、特に鎌倉時代には長沼氏の領地となり、田島町に鳴山城が築城された。江戸時代になると会津と江戸を結ぶ下野街道（会津西街道）の中心宿場として栄え、特に幕府の直轄領として「御蔵入の地(天領)」となり陣屋が設けられた。明治時代には、郡制施行によってこの地に南会津郡役所が設置され、また、会津若松と新潟・郡山・宇都宮の各方面を連絡する「会津三方道路」の開通により、会津若松と今市間の道路状況が一変したため商業活動が活発になり、まちの基盤が形作られた。さらに、昭和の時代に入ると国鉄会津線が田島町まで開通され、木材資源の開発を中心に発展を遂げた。しかし、昭和 9 年、21 年に 2 度の大火に見舞われ、中心市街地の大部分が被災するといった大きな打撃を被ったが、その後、都市計画などを進めることにより再興し、現在に至っている。

このような地勢や歴史をもつ本区域は、国、県の出先機関をはじめとして医療、文化、教育、福祉などの公益施設が立地し、現在も南会津地域生活圏の中核都市としての役割を担っている。

広域交通網としては、一般国道 121 号などにより会津若松市や栃木県今市方面と連絡し、一般国道 289 号、352 号及び 400 号により、只見町、檜枝岐村及び昭和村などと連絡し、交通の要衝となっている。

鉄道は、会津鉄道会津線、野岩鉄道会津鬼怒川線により会津若松市や栃木方面、さらに東武鉄道鬼怒川線を経由して浅草まで連絡しており、一般国道 121 号とともに会津地方における首都圏からの玄関口となっている。

また、当地域を含め南会津地域は、人口減少が著しく、高齢化が顕著である。一方、南会津地域を訪れる観光客は、会津田島祇園祭、大内宿、尾瀬、温泉、スキー場など豊かな観光資源に魅了され、年間約 300 万人を数え、また、その約 7 割は首都圏からである。

通勤、消費流動など日常生活面においては、隣接する下郷町や会津地域生活圏の中核都市である会津若松市との結びつきが強い。

このようなことから、本区域は、今後も南会津地域生活圏における中核都市として、七ヶ岳や阿賀川をはじめとした豊かな自然環境と調和のとれた土地利用、高齢社会に対応した医療、福祉などの都市的機能の充実並びに広域交通道路網などを含めた利便性の高い都市基盤の整備を推進することにより、他地域との交流人口の拡大と安全で快適な居住環境の形成を図ることが課題となっている。

土地利用に関する現状と課題

本区域は、会津田島駅周辺及び一般国道 121 号沿いを中心に市街地が形成され、北部には阿賀川が流れ、永田地区から田部地区にかけて農地が広がり、そして南部は、嶋山城址がある愛宕山から弁天山まで山間部となっている。

会津田島駅周辺の市街地には、田島郵便局、田島税務署、田島警察署をはじめ、国、県の出先機関など南会津地域生活圏における主要な公共施設が立地している。市街地を縦断する一般国道 121 号沿線は、商店、中小事業所、住居などの用途が混在する商店街として発展を遂げてきたが、大型小売店の出店など商業を取り巻く環境の変化が進行している。

また、都市計画区域及び用途地域内人口は減少傾向にあり、高齢化が著しい。一方、世帯数は、近隣集落からの流入及び核家族化の進展などにより増加傾向にある。

このようなことから、市街地周辺の自然環境との調和を図りつつ、商店街の利便性の向上、活性化など中心市街地にふさわしい活力あるまちづくりを進めるとともに、当地域への来訪者の増加など交流を促進し、にぎわいあるまちづくりを進めることが求められている。

また、地域住民が安全で安心して定住できるまちを目指し、市街地の適正な規模の確保や下水道、公園緑地、生活道路などの都市基盤の整備を進め、快適な居住環境の形成を図る必要がある。

都市施設に関する現状と課題

交通施設として、地域を連絡する道路は、一般国道 121 号、289 号、352 号及び 400 号が担い、これら道路を骨格として都市内道路が配置されている。また鉄道は、会津鉄道会津線、野岩鉄道会津鬼怒川線により、会津若松市や首都圏方面と連絡している。

一方、本区域を含め南会津地域は、高速道路網の空白地帯であり、磐越自動車道会津若松インターチェンジなどへのアクセス条件が悪い状況にある。更に、本地域の救急患者の地域外搬送率は高いにもかかわらず、3 次医療施設のある会津若松市まで搬送時間が 1 時間以上も要する。

このため、会津若松市や栃木西部地域との連携強化や交流拡大を図るため、会津軸を担う会津縦貫南道路、栃木西部・会津南道路の整備が課題となっている。さらに、白河市、新潟方面との連携強化を図るため、南部軸を担う一般国道 289 号（甲子道路、八十里越）の整備が課題となっている。

また、都市内道路については、本地域の豪雪地帯といった自然的条件や少子高齢社会などを踏まえ、日常生活において安全で安心できる利便性の高い有機的な道路整備が求められている。

河川・下水道については、阿賀川の源流域としての広域的な役割を踏まえ、河川改修、下水道の整備などを進めることにより、円滑な雨水排除を図るとともに、鮎、山女^{やまめ}などが棲めるような美しい河川、そして子供達が水に触れることのできる安らぎのある親水空間など、良好な生活環境の形成と河川の適正な水質保全に努める必要がある。

なお、施設の整備にあたっては、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、誰にでも使いやすい都市施設の整備が重要である。

市街地開発事業に関する現状と課題

現在、当区域の顔である会津田島駅を含む会津田島駅周辺地区において、南会津地域生活圏の中心地区として、良好な市街地を形成するため土地区画整理事業を実施している。

事業実施にあたっては、既成市街地の土地利用、景観、そして街並みに配慮しつつ、安全で安心して暮らせる良好な居住環境を形成することが求められている。

自然的環境の整備又は保全に関する現状と課題

本区域は、七ヶ岳、荒海山及び男鹿岳などの山々に囲まれた中山間地域である。市街地の周辺にはのどかな田園風景が広がり、阿賀川の流れとともに四季を通じて彩りの移り変わる山々が連なる。

これらの自然的環境は水源のかん養、動植物の生息空間の確保及び快適な居住環境の形成など多様な機能を有しており、今後も保全していく必要がある。

市街地と隣接する鴨山城址がある愛宕山から弁天山までの緑豊かな山間部は、市街地の緑地として、保全、活用を図る必要がある。

地域住民の憩いの場やスポーツレクリエーションの拠点として、枇杷影緑地や阿賀川河川敷公園が整備され利用されているものの、子供が気軽に遊び、高齢者などが集える場所や災害時の避難場所など、居住地近くの身近な公園緑地の整備が求められている。

また、必要に応じて建物等の高さに配慮し、快適な居住環境、豊かな自然環境の維持、形成の検討を行う必要がある。



秀峰「七ヶ岳」

2) 都市づくりの理念

基本理念

『美しい自然と古い歴史にめぐまれ、南会津の中心地として、 人がにぎわい、安心して暮らせるまちづくり』

南会津地域生活圏の中核都市として、広域的な商業、文化、医療、交通網など多様な都市機能を備えた躍進するまちづくり

秀峰「七ヶ岳」をはじめとした豊かな自然や鎌倉時代から受け継がれる会津田島祇園祭など、歴史に培われた文化を大切にした活力あるまちづくり

「駒止嶺の残雪」「赤く彩る山つつじ」、そして「雪のきびしさに耐えて伸びゆく赤松」など四季折々に色づくこのまちで、互いに助け合い安全で安心して暮らせるまちづくり

豊かな自然のなかで育まれた“もてなし”の心で、首都圏など他地域との交流の「要」となるまちづくり



高野地区から市街地を望む

大規模な地形の形質変更に対する考え方

新しい産業立地や住宅開発など、大規模な地形の形質変更の伴う開発については、既成市街地との調和を図りながら、本区域の貴重な資源である自然環境や自然景観に配慮する。

また、本区域の多くは農業的土地利用がなされていることから、農地との調和を十分に考慮し、秩序ある土地利用の推進を図っていくとともに、生態系の保全、防災面などにも配慮するものとする。

隣接市町村との空間的な結びつきに対する考え方

本区域は、会津若松市と栃木方面の中間に位置する拠点的な都市として、都市機能の充実、強化を図り、会津軸や南部軸などの連携軸の整備を進めながら隣接町村などとの結びつきを強めていくものとする。

自然環境の保全に対する価値観

本区域は、市街地の周囲を取り巻く七ヶ岳、荒海山及び男鹿岳などの山々や広大な自然景観が広がる阿賀川などの自然が、地域を特徴づける重要な要素となっている。これらの自然環境を次世代に受け継ぐべき財産と位置づけ、森林法などによる規制を維持していくなど、保全に努めるものとする。

人口配置の考え方

本区域では、市街地に人口が集積しており、今後とも現市街地を中心に人口を配置することとし、快適な居住環境や都市機能の充実を図っていく。

市街地の適正規模に関する考え方

田島町全体では人口が減少しており、本区域においても同様に減少傾向にある。一方、世帯数については、近隣集落からの流入及び核家族化の進展等により増加傾向にあり、住宅地については今後も僅かずつであるが拡大してゆくものと考えられる。このため、適正な土地利用の誘導を図りつつ、高齢社会に対応した利便性の高い適正な市街地の規模を確保していくものとする。

また、市街地を取り巻く農地や森林を保全し、郊外への都市的土地利用の拡大傾向の抑制を図り、コンパクトなまちづくりを目指す。

農地・農業に関する考え方

農地は、本地域を支える産業基盤であるとともに、貴重な緑であり、地域を代表する良好な景観を形成している。このことから、今後もその保全を図り、無秩序な都市的土地利用への転換は行わないよう努めるものとする。

土地利用整序の考え方

用途地域内に残存する低未利用地については、秩序ある市街地の形成を図るよう、計画的に土地利用整序を図っていくものとする。用途地域外の区域については、良好な環境の形成、保持の観点から地域の実情に応じた容積率、建ぺい率の指定を図るものとする。

都市防災（市民のリスク分担）の考え方

地域住民の生命と財産を守り、互いに助け合い安全で安心して暮らせるまちを形成していくため、災害防止の観点から河川、都市下水路などの整備に努める。

また、災害時の輸送路、避難路となる地域の幹線道路については、十分な幅員の確保を図るとともに、避難場所として市街地内に公園などのオープンスペースの確保に努めるものとする。

さらに安全で安心できる災害に強い都市の形成に向け、IT（情報通信技術）を活用した各種情報の管理体制の強化、情報提供ネットワーク等との連携を図るなど、被害の回避・最小化に向けた取り組みを推進する。

都市施設の整備・配置に関して基となる考え方

都市施設については、交流ネットワーク形成に資する施設など、住民の生活を支え、都市の利便性を向上させ、良好な都市環境を確保するために必要なものを、土地利用や他の計画との整合性、一体性に配慮して配置することとする。

互いに助け合い、安全で安心して暮らせるまちを目指し、快適で便利な都市構造としていくため、市街地周辺の自然景観の保全を図りながら有機的で雪に強い交通網の整備や多様な都市施設の整備を図る。

また、誰もが暮らしやすいまちを形成するため、地域住民の参加・協力のもとにユニバーサルデザインの理念に基づいた都市施設の整備に努める。

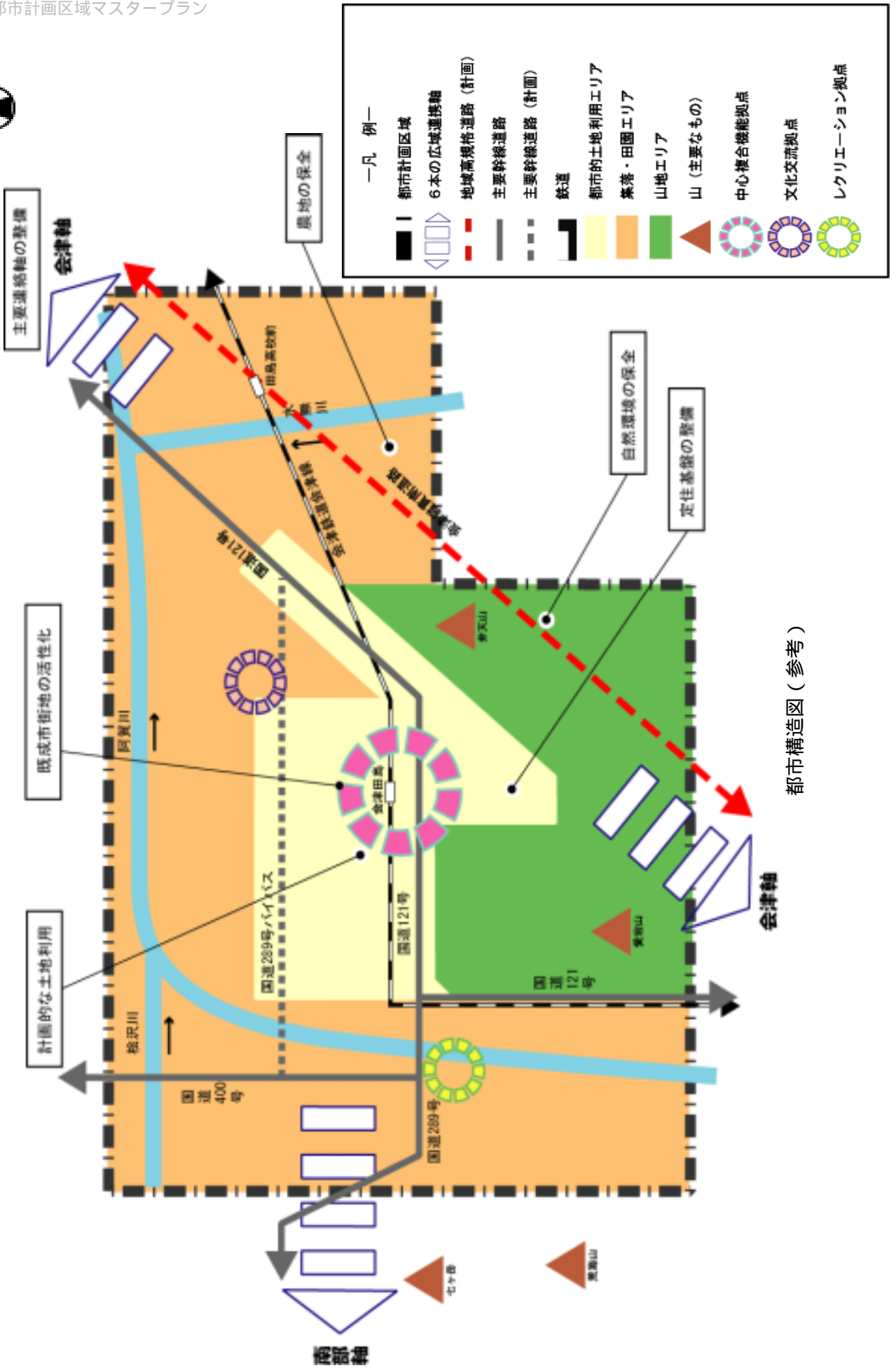
3) 当該都市計画区域の広域的位置づけ

本区域は、南会津地域生活圏の中核都市として商業、文化、医療、福祉など多様な都市機能の充実を図るとともに、首都圏からの玄関口にあたる地理的優位性と、恵まれた美しい自然の資源を活用し、首都圏などとの交流を促進し、南会津地域生活圏における交流拠点として位置付ける。

4) 保全すべき環境や風土の特性

南部の山々や北部を流れる阿賀川及び東部を流れる水無川は、緑地、水辺空間として本区域の貴重な景観構成の要素となっていることから、保全すべき環境として位置付ける。

また、本地域は、遙か昔から中央と東北を結ぶ交通の要衝として賑わいをみせ、江戸幕府の天領「御蔵入の地」として育まれた文化、伝統などを風土の特性として大切に守り続ける。



3 . 区域区分決定の有無

1) 区域区分の有無とその理由

区域区分の有無

本区域では、区域区分を定めない。

判断理由

本区域は、優れた自然環境に恵まれた地域である一方、過疎化、高齢化が著しく、南会津地域生活圏の中核都市として、人口定着のための都市機能、住宅機能などの整備が望まれている。本区域の市街地は、用途地域が指定されている区域を中心に形成されているが、人口の減少傾向が見られ、また中心市街地の空洞化も課題となっている。

現在、土地区画整理事業などを導入し、快適な市街地環境の整備を進めているが、現在の人口動向から見ると、この周辺地域において急激かつ無秩序な市街化の見込みはないと考えられる。また、農地については、農振農用地区域の指定がなされ、山間部については森林法などの指定もなされていることから、適正な土地利用を図る制度は概ね整っている。

以上の理由により、田島都市計画区域においては、区域区分を定めないこととする。

4 . 土地利用に関する主要な都市計画決定の方針

1) 主要用途の配置の方針

商業地

商業地は、会津田島駅を中心に一般国道 121 号沿線に配置し、商業機能の拡充、文化・コミュニティ機能の整備、そして歩道、駐車場の整備などを進め、求心力のある商業地としての形成を図る。

工業地

工業地は、会津田島駅北側、一般国道 121 号沿線の準工業地域に配置し、工業地の形成にあたっては周辺の土地利用との調和と環境保全に配慮する。

また、準工業地域内の未利用地については、周辺土地利用との調和を図りつつ、住居系など他用途の利用も含めた土地利用を検討する。

住宅地

住宅地は、住居系用途地域に配置し、会津田島駅周辺地区土地区画整理事業の促進などにより、居住基盤を整備し、良好な居住環境の増進を図る。また、地区計画や建築協定など各種協定による建築物の規制誘導などを検討する。

2) 土地利用の方針

居住環境の改善又は維持に関する方針

市街地周辺の田園風景など自然環境との調和に配慮しつつ、既成市街地において、公園緑地などのオープンスペースの確保、建築物の不燃化、生活道路をはじめとした都市基盤の整備を行い、快適な居住環境の形成を図る。また、良好な居住環境を維持するために、地区計画や建築協定などの各種協定による規制誘導を検討する。

都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

市街地の南部に隣接する森林及び阿賀川の河川緑地などについては、その保全を図るとともに、地域住民の憩いの場として活用を図る。

優良な農地との健全な調和に関する方針

優良な農地については、農業の振興地域の整備に関する法律など農業施策と連携してその保全に努め、都市的土地利用との調和を図っていくものとする。

自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

南部の愛宕山から弁天山まで広がる山間部や北部を流れる阿賀川及び東部を流れる水無川は、その自然環境の保全に努めるとともに、レクリエーション空間としての活用も図っていく。

計画的な都市的土地利用の実現に関する方針

用途地域内において、都市基盤の整備の立ち遅れなどにより相当規模の未利用地が残存している区域は、計画的な都市的土地利用の実現を図る。

用途地域が定められていない区域は、現在の土地利用を維持、保全していくこととし、地域の実情に応じた容積率、建ぺい率の指定を行うこととする。

また、実効性のあるまちづくりを進めるため、地域住民などがまちづくりに参画しやすいルールづくりなどの環境の整備に努めるものとする。

5 . 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定方針

都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定又は変更に関しては、次の方針に基づくものとする。

施設の整備にあたっては、本区域の豪雪地帯といった自然環境や高齢社会を踏まえ、誰もが暮らしやすいまちを目指して、ユニバーサルデザインの理念に基づき、安全で安心して利用できる都市施設の整備を図る。

1) 交通施設

基本方針

本区域においては、会津若松市をはじめとする会津地方の各都市や栃木県との人・もの・情報の交流や都市間の連携をさらに促進するため、交通の結節点として、磐越自動車道と連絡する地域高規格道路「会津縦貫南道路」を主要幹線道路として位置付け、広域交通網の強化を図る。また、東北自動車道や関越自動車道へアクセスする主要幹線道路の強化を図る。

地域内の幹線道路としては、市街地の求心力を高め、かつ良好な居住環境の形成が図れるよう、段階構成のとれた計画的な道路網の整備、そして本区域の実情に応じた道路の整備を図っていくものとする。

歩行空間については、景観などに配慮し、誰もが利用しやすいようにユニバーサルデザインに基づいた整備を図る。

鉄道交通としては、会津鉄道会津線、野岩鉄道会津鬼怒川線によって、会津若松市や首都圏と連絡しており、首都圏からの直通電車も乗り入れている。このため、会津地方における首都圏からの玄関口となる会津田島駅は、交通広場（駅前広場）を充実し、結節機能を向上させ、鉄道と他の交通手段との利便性の強化を図るものとする。

主要な施設の配置方針

ア．道路

本区域と周辺都市を連携する主要幹線道路として、磐越自動車道と連絡する地域高規格道路「会津縦貫南道路」の整備を推進するものとする。

主要幹線道路として、(都)中町北下原線、(都)中町西上川原線(一般国道 121 号)、(都)東荒井風下線(一般国道 289 号バイパス)、(都)鎌倉崎風下線(一般国道 289 号)、一般国道 400 号を位置付ける。

また、主要幹線道路を補完する(一)高隈田島線ほか都市計画道路を配置し、都市内道路網の形成を図る。

イ．交通広場（駅前広場）

会津田島駅前広場の整備を促進し、まちの顔としての機能拡充を図っていくものとする。

主要な施設の整備目標

概ね10年以内に整備を予定する主要な施設については、以下のとおりとする。

| 市町村名 | 路線名 | 備考 |
|------|------------|----------|
| 田島町 | (都)東荒井風下線 | 一般国道289号 |
| | (都)後町西上川原線 | |
| | (都)後原丹藤線 | |
| | (都)鎌倉崎松ノ下線 | |
| | (都)行司大坪線 | |
| | (都)田島駅南北線 | |

注)「整備」とは必ずしも完成予定に限るものではない。

2) 下水道および河川

基本方針

ア. 下水道

地域の良好な生活環境の保全、形成を図るとともに、阿賀川、水無川などの水質保全に努めるため、公共下水道や都市下水路の整備など公共下水道事業等を推進する。

イ. 河川

地域住民の生活の安全を確保するため、阿賀川などの主要な河川の整備を推進し、所定の治水安全度を確保する。

また、多自然型川づくりにより、河川空間における生態系の保全を図っていくとともに、水辺空間を地域住民の憩いの場として活用を図っていく。

主要な施設の配置方針

ア. 下水道

a. 管渠

道路、その他の公共施設の整備状況を勘察し、また他事業との調整を図りながら処理区域からの排水を確実に効果的に集めるように配置する。

b. 処理場

処理区域からの排水に対する必要な処理能力を有し、放流先及び周辺の土地利用の状況を勘察し、周辺環境との調和が図られるように配置する。

主要な施設の整備目標

概ね10年以内に整備を予定する主要な施設については、以下のとおりとする。

ア. 下水道

| 種別 | | 名称 |
|-------|----|----------|
| 公共下水道 | 単独 | 田島町公共下水道 |
| 都市下水路 | | 田島都市下水路 |

注)「整備」とは必ずしも完成予定に限るものではない。

6 . 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定方針

市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定又は変更に際しては、次の方針に基づくものとする。

1) 主要な市街地開発事業の決定の方針

用途地域内において、安心して定住できるまちを実現していくため、会津田島駅周辺地区土地区画整理事業を進め、良好な居住環境の形成を図る。

市街地における住宅建設については、高齢者などに対応した住宅の供給及び普及を目指す。また、質の高い居住空間の確保、地震などに対する安全性の向上、そして地域の発意と創意による住宅の整備を促進し、定住促進、地域の活性化を図っていく。

2) 市街地整備の目標

概ね10年以内に実施を予定する主要な地区については、以下のとおりとする。

| 市町村名 | 種 別 | 地区名 |
|------|----------|-----------|
| 田島町 | 土地区画整理事業 | 会津田島駅周辺地区 |

注)「整備」とは必ずしも完成予定に限るものではない。

7. 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定方針

自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定又は変更に関しては、次の方針に基づくものとする。

1) 基本方針

市街地周辺に広がる田園景観、愛宕山から弁天山までの良好な自然景観、そして阿賀川などの河川空間は、潤いのある都市環境を形成するため要素として、これらを有効に活用し、都市機能との調和を図る。

このことを踏まえ、田園地帯などの貴重な緑空間は、自然的環境として保全を図る。

また、日常生活における身近な公園緑地などの整備に努め、良好な都市環境の創造を図る。阿賀川などの河川空間においては、生態系環境の保全を図りながら、親水空間としてのレクリエーションの場として活用を図り、公園、緑地、河川敷などの緑地空間を結ぶ水と緑のネットワークの形成を図る。

景観形成にあたっては、会津田島駅周辺を中心に、南会津地域生活圏の中核都市にふさわしい市街地景観の創出を図る。数多くの社寺仏閣・史跡など文化的資産は、地域の象徴となる景観構成の要素として、保全、活用を図っていく。

また、市街地周辺のこれら自然環境の保全や景観形成などを目的とした協定・条例などの導入を検討するとともに、必要に応じて建物等の高さ制限等により、快適な居住環境、豊かな自然環境の維持、形成を図ることを基本とする。

2) 主要な公園緑地の配置方針

環境保全システムの配置方針

北部の農地及び南部の愛宕山から弁天山までの山々の緑は、本区域の骨格となる緑として配置する。阿賀川などの水辺については、動植物の生息空間としての生態系の維持など、その環境の保全を図っていく。

レクリエーションシステムの配置方針

住区基幹公園は、誘致圏、都市防災機能及び生活環境保全機能を考慮しながら、本区域の広域性、多極性、あるいは地形上の特性などを踏まえ配置する。

また、阿賀川河川敷の枇杷影緑地は、地域住民の憩いの場や地域のスポーツ振興の拠点として、今後もその活用を図っていくものとする。

防災システムの配置方針

公園、社寺などのオープンスペースについては、災害時の避難場所として位置付けるとともに、市街地における公園、緑地の確保を積極的に図っていく。

また、避難路は、道路、河川緑地などに配置しながら確保する。

景観構成システムの配置方針

会津田島駅周辺の商業地は、歩行者環境の充実、街路樹や街路灯の設置によるシンボル性の向上、沿道街並みの形成などにより、中心市街地にふさわしい景観形成を図る。

北部の永田地区から田部地区に広がる農地は豊かな田園景観を形成し、南部の愛宕山から弁天山までの山々は良好な自然景観を形成している。これらの緑は、潤いある都市環境を形成するための景観構成システムとして、保全・活用を図る。

3) 実現のための具体の都市計画制度の方針

都市公園施設として整備すべき公園緑地については、下表のとおりとする。

| 公園名 | 整備、保全方策（地域地区等を含む） |
|----------------|--|
| 街区公園 | 住居系市街地において、街区に居住する住民が容易に利用できるよう確保を図る。 （従来の目安は、概ね 500m 四方に 1 箇所程度配置） |
| 近隣公園 | 住居系市街地において、近隣に居住する住民が容易に利用できるよう確保を図る。 （従来の目安は、概ね 1 km 四方に 1 箇所程度配置） |
| 地区公園 | 住居系市街地において、徒歩圏内に居住する住民が容易に利用できるよう確保を図る。 （従来の目安は、概ね 2 km 四方に 1 箇所程度配置） |
| その他の公園 緑地など | 緑地として、阿賀川河川敷の枇杷影緑地を確保し、良好な自然環境及び自然景観の保全に努める。 |

また、良好な自然環境の保全を図るため、必要に応じて風致地区を指定するとともに、緑地等の保全に努める。